平成２８年（フ）第４６５号
岡山市北区今８丁目10番４号
破産者　有限会社ピュアコーポレーション
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１４号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立3699番地６
破産者　三浦　栄一
1　破産債権の届出期間　平成29年７月21日まで
2　一般調査期日　平成29年８月９日午前10時
平成29年６月21日
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
広島市安佐南区大町東３丁目２番35―201号
破産者　島川　雅志
1　破産債権の届出期間　平成29年７月21日まで
2　一般調査期日　平成29年８月23日午前10時
平成29年６月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
茨城県那珂市戸6705番地１
破産者　株式会社エスアイフレックスジャパン
1　破産債権の届出期間　平成29年７月28日まで
2　一般調査期日　平成29年９月22日午前11時
平成29年６月16日　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０１号
山形県米沢市駅前３丁目６番30号　藤橋方
破産者　濱田　文子
1　破産債権の届出期間　平成29年８月18日まで
2　一般調査期日　平成29年９月21日午前10時20分
平成29年６月22日　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第２３９号
埼玉県上尾市宮本町15番５号
破産者　有限会社ベンチャーアンドディーシー
1　破産債権の届出期間　平成29年８月31日まで
2　一般調査期日　平成29年10月３日午前11時45分
平成29年６月21日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町17番３号
破産者　迫地憂里香
異議申述期間　平成29年８月22日まで
平成29年６月22日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第６号
富山市掛尾町522番地の２プチメゾン205号
清算株式会社　荒井株式会社
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第７号
富山市堀川町355番７
清算株式会社　株式会社マイプラザ
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第３００６号
大阪市北区天満４丁目16番９号
清算株式会社　株式会社ＴＫ整理会社（旧商号テイパ化工株式会社）
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　協定債権の確定
(1)　債権者数　３名
(2)　協定債権総額
次項に定める一般債権合計７億8193万5847円並びにこれに関して発生した利息及び遅延損害金（大阪信用保証協会が保証債務の履行により取得した求償権を含む）
2　一般債権
一般債権とは、協定債権のうち、別表「一般債権額」欄記載のものをいう。但し、大阪信用保証協会の一般債権は、同協会が池田泉州銀行に対する代位弁済により取得した求償権のうち、元本部分の代位弁済額から同協会が根抵当権を設定していた不動産より回収した金額を控除した額（１億1191万9000円）とする。
3　弁済の方法及び権利の変更（別表参照）
(1)　配当対象額の確定
清算株式会社は、別表「債権者名」欄記載の各協定債権者（以下、併せて「本件協定債権者」という）に対し、同表「一般債権額」欄記載の一般債権の約9.7％に相当する（但し、１円未満を切り捨てる）同表「弁済額」欄記載の額を弁済額として確定する。
(2)　配当対象額の弁済及びその方法
清算株式会社は、本件協定債権者に対し、別表「弁済額」欄記載の弁済額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
(3)　残額の免除及びその時期
本件協定債権者は、本項(2)の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
(4)　弁済に関するその他事項
弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の預金口座への振込送金を文書で求めたときは、当該預金口座に振込送金する方法で弁済する。なお、この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
4　残余財産判明時の処理等
第３項による弁済の後に、清算株式会社に残余財産があることが判明した場合は、清算株式会社は、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額について、一般債権額（別表「一般債権額」欄記載の金額）の割合に応じて弁済する。この場合、本件協定債権者が前項(3)の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第１号
石川県白山市湊町井１番地１
再生債務者　西村織物株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成29年６月20日　金沢地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
神戸市東灘区御影本町２丁目14番19号
再生債務者　株式会社カネトシ
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年８月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年９月12日から平成29年９月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（再）第９号
堺市堺区楠町２丁１番20号
再生債務者　社会福祉法人美亘会
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年８月１日から平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２９年（再）第２号
静岡県賀茂郡河津町梨本359番地
再生債務者　天城自然公園株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式４万9600株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日
3　減少する資本金の額　金2480万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日
5　募集株式の数　普通株式200株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
8　増加する資本金の額　金500万円
9　増加する資本準備金の額　金500万円
平成29年６月19日
静岡地方裁判所民事第２部